

一般社団法人日本脳神経外科学会
総会運営細則

平成 15 年 10 月 1 日制定
平成 24 年 3 月 1 日改正
令和元年 8 月 21 日改正

(目的)

第 1 条 この細則は、一般社団法人日本脳神経外科学会（以下、「この法人」という。）の定款第 4 条に定める事項のほか、この法人の総会の運営に関し必要な事項を定める。

(種類)

第 2 条 総会は、通常総会と臨時総会に区分する。

2 通常総会は、年次学術総会の会期中もしくはその前後の日で開催する。

(成立)

第 3 条 総会は、社員現在数の過半数の出席により成立する。

2 総務担当理事は、監事とともに総会の開会に先立ち、出席社員数を確認し、成立要件を満たしていることを総会に報告しなければならない。

(代議員以外の出席)

第 4 条 社員以外の正会員又は名誉会員が、総会に出席しようとするときには、あらかじめ理事長に届け出なければならない

2 理事長は、必要と認めるとき、総会の承認を得て、前項に規定する者以外の者を出席させ、意見を聴取することができる。

3 代議員に選出された後、任期中に支部を異動し代議員の資格を失った正会員は、当該代議員任期中に開催される総会に出席することができる。

(仮議長)

第 5 条 定款第 3 1 条の規定による議長が議事に入るまでの間は、総務担当理事が仮議長を務める。

(副議長)

第 6 条 議長は、常務理事 3 名を副議長として、指名する。

(議事録署名人)

第 7 条 議長は、議事に先立ち、副議長 3 名を議事録署名人として選任する。

(議案の提出)

第 8 条 理事長は、期日を指定して、定款第 3 2 条に定められた総会の議決事項以外の議案の提出を社員から要請しなければならない。

2 理事長は、社員から提出された議案について理事会の議を経て、総会提出議案を決定するものとする。ただし、提出された議案の一覧は総会に公示しなければならない。

3 理事長は、総会提出議案を総会開催通知とともに社員に通知しなければならない。

(議事録)

第 9 条 総会の議事録には、次の各号に掲げられた事項が記載されなければならない。

- (1) 開催日時および開催場所
- (2) 出席者数および陪席者数
- (3) 議長選任の経緯
- (4) 開会宣言

- (5) 報告事項の概要
- (6) 審議事項の概要およびその審議結果
- (7) 閉会宣言

(細則の変更)

第10条 この細則は、理事会の承認を受けなければ変更することができない。

(雑則)

第11条 この細則に定めるもののほか、総会の運営に必要な事項は別に定める。